主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

被告人Bの上告趣意及び被告人Aの弁護人進藤誉造の上告趣意は、何れも刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものと は認められない。(原判決は被告人Aに関して控訴趣意に対する判断を一部遺脱し ていること所論のとおりであるが、右控訴趣意自体理由がないから刑訴四――条第 一号に当らない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条(被告人Aにつき)により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一二月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介
裁判官	/]\	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善善	太	郎